

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-補-E-01-0100-2_改2
提出年月日	2021年11月11日

補足-100-2 技術基準規則と工事計画認可申請書の添付書類との紐
付き表

本資料は、技術基準規則に規定される各条文の要求事項と添付書類との関連性と、その適合性の説明に必要な添付書類を「技術基準規則と工事計画認可申請書の添付書類との紐付き表」として整理したものである。

技術基準規則と工事計画認可申請書の添付書類との紐付き表（D B）

技術基準規則別記入欄名	技術基準 変更有無	該当の提出 欄	該当の提出 欄
技術基準規則の適用・変更 に係る該当の提出欄			
第4条 設計基準対象施設の整頓	○	○	— ○ —
第5条 備用操縦による機器の停止	○	○	— ○ —
第6条 律度による機器の停止	○	○	— ○ —
第7条 外部からの衝撃による機器の停止	○	○	— ○ —
第8条 送り込みの停止	×	×	— ○ —
第9条 残電荷原子炉運転子炉への入出力の不必要な挿入や取出の停止	○	○	— ○ —
第10条 余熱排気地の排煙の停止	×	×	— ○ —
第11条 火災による機器の停止	○	○	— ○ —
第12条 残電荷原子炉運転子炉による機器の停止	○	○	— ○ —
第13条 安全遮断路等	○	○	— ○ —
第14条 安全回路	○	○	— ○ —
第15条 設計基準対象施設の維持	○	○	— ○ —
第16条 全電動化電源喪失対策装置	○	○	— ○ —
第17条 料理及び製造	○	○	— ○ —
第18条 用具の洗浄等による機器の停止	×	×	— ○ —
第19条 体制強制等による機器の停止	×	○	— ○ —
第20条 安全分等	×	○	— ○ —
第21条 防止火災等	×	×	— ○ —
第22条 防爆火災等	×	×	— ○ —
第23条 耐心等	×	○	— ○ —
第24条 热遮蔽材	×	×	— ○ —
第25条 一次冷却材	×	×	— ○ —
第26条 燃料荷役装置及び燃料荷役装置	○	○	— ○ —
第27条 燃料荷材耐力カバウンドライヤ装置等	○	○	— ○ —
第28条 男子の荷物等カバウンドライヤ装置等	○	○	— ○ —
第29条 一次冷却材流量調整	×	×	— ○ —
第30条 遊走の車	×	○	— ○ —
第31条 係友アーピン	○	×	— ○ —
第32条 所有者心配装置	×	○	— ○ —
第33条 通風装置	○	○	— ○ —
第34条 計測装置	○	○	— ○ —
第35条 安全保護装置	○	○	— ○ —
第36条 伏流抑制系統及び潜水ポンプ系統	×	○	— ○ —
第37条 制御材駆動装置	×	×	— ○ —
第38条 箱子印制御等	○	○	— ○ —
第39条 箱体拘束装置等	×	○	— ○ —
第40条 箱体拘束装置等	×	×	— ○ —
第41条 箱体拘束装置による汚染の防止	×	○	— ○ —
第42条 体制強制等	×	○	— ○ —
技術基準規則の適用・変更 に係る該当の提出欄			
該当の提出欄に該当する説明書			
第4条 設計基準対象施設の整頓	技術基準規則の適用・変更 に係る該当の提出欄	該当の提出欄に該当する説明書	該当の提出欄に該当する説明書
第5条 備用操縦による機器の停止	—	—	—
第6条 律度による機器の停止	—	—	—
第7条 外部からの衝撃による機器の停止	—	—	—
第8条 送り込みの停止	—	—	—
第9条 残電荷原子炉運転子炉への入出力の不必要な挿入や取出の停止	—	—	—
第10条 余熱排気地の排煙の停止	—	—	—
第11条 火災による機器の停止	—	—	—
第12条 残電荷原子炉運転子炉による機器の停止	—	—	—
第13条 安全遮断路等	—	—	—
第14条 安全回路	—	—	—
第15条 設計基準対象施設の維持	—	—	—
第16条 全電動化電源喪失対策装置	—	—	—
第17条 料理及び製造	—	—	—
第18条 用具の洗浄等による機器の停止	—	—	—
第19条 体制強制等による機器の停止	—	—	—
第20条 安全分等	—	—	—
第21条 防止火災等	—	—	—
第22条 防爆火災等	—	—	—
第23条 耐心等	—	—	—
第24条 热遮蔽材	—	—	—
第25条 一次冷却材	—	—	—
第26条 燃料荷役装置及び燃料荷役装置	—	—	—
第27条 燃料荷材耐力カバウンドライヤ装置等	—	—	—
第28条 男子の荷物等カバウンドライヤ装置等	—	—	—
第29条 一次冷却材流量調整	—	—	—
第30条 遊走の車	—	—	—
第31条 係友アーピン	—	—	—
第32条 所有者心配装置	—	—	—
第33条 通風装置	—	—	—
第34条 計測装置	—	—	—
第35条 安全保護装置	—	—	—
第36条 伏流抑制系統及び潜水ポンプ系統	—	—	—
第37条 制御材駆動装置	—	—	—
第38条 箱子印制御等	—	—	—
第39条 箱体拘束装置等	—	—	—
第40条 箱体拘束装置等	—	—	—
第41条 箱体拘束装置による汚染の防止	—	—	—
第42条 体制強制等	—	—	—
各技術基準規則について適合性を説明する添付書類（DB）			
第4条 設計基準対象施設の整頓	該当の提出欄に該当する説明書	該当の提出欄に該当する説明書	該当の提出欄に該当する説明書
第5条 備用操縦による機器の停止	—	—	—
第6条 律度による機器の停止	—	—	—
第7条 外部からの衝撃による機器の停止	—	—	—
第8条 送り込みの停止	—	—	—
第9条 残電荷原子炉運転子炉への入出力の不必要な挿入や取出の停止	—	—	—
第10条 余熱排気地の排煙の停止	—	—	—
第11条 火災による機器の停止	—	—	—
第12条 残電荷原子炉運転子炉による機器の停止	—	—	—
第13条 安全遮断路等	—	—	—
第14条 安全回路	—	—	—
第15条 設計基準対象施設の維持	—	—	—
第16条 全電動化電源喪失対策装置	—	—	—
第17条 料理及び製造	—	—	—
第18条 用具の洗浄等による機器の停止	—	—	—
第19条 体制強制等による機器の停止	—	—	—
第20条 安全分等	—	—	—
第21条 防止火災等	—	—	—
第22条 防爆火災等	—	—	—
第23条 耐心等	—	—	—
第24条 热遮蔽材	—	—	—
第25条 一次冷却材	—	—	—
第26条 燃料荷役装置及び燃料荷役装置	—	—	—
第27条 燃料荷材耐力カバウンドライヤ装置等	—	—	—
第28条 男子の荷物等カバウンドライヤ装置等	—	—	—
第29条 一次冷却材流量調整	—	—	—
第30条 遊走の車	—	—	—
第31条 係友アーピン	—	—	—
第32条 所有者心配装置	—	—	—
第33条 通風装置	—	—	—
第34条 計測装置	—	—	—
第35条 安全保護装置	—	—	—
第36条 伏流抑制系統及び潜水ポンプ系統	—	—	—
第37条 制御材駆動装置	—	—	—
第38条 箱子印制御等	—	—	—
第39条 箱体拘束装置等	—	—	—
第40条 箱体拘束装置等	—	—	—
第41条 箱体拘束装置による汚染の防止	—	—	—
第42条 体制強制等	—	—	—

 詳細及び工事に
係る各項目に対する
適合性を説明する
書類

技術基準規則と工事計画認可申請書の添付書類との紐付き表（D B）

技術基準規則の要件名		技術基準規則の要件名		技術基準規則の要件名		技術基準規則の要件名		各技術基準規則について各自が示す設計計算書（D/B）	
技術基準規則の要件名	技術基準規則の要件名	技術基準規則の要件名	技術基準規則の要件名	技術基準規則の要件名	技術基準規則の要件名	技術基準規則の要件名	技術基準規則の要件名	技術基準規則の要件名	技術基準規則の要件名
第43条 熱気流路	X	X	X	X	X				
第44条 車子供納設置	O	O	O	O	O				
第45条 防災電源設備	O	O	O	O	O				
第46条 热気流路隔壁の追加・変更に付随して 熱害の緩和効果を考慮する 各要素との 適合性を確認する									
第47条 热急冷対策所	O	O	O	O	O				
第48条 热急冷対策所を本部 構造に対する熱急冷 対策として実施して いる場合に付随する 各要素との 適合性を確認する 設計計算書（D/B） に付記する									
第49条 热急冷対策等	O	O	O	O	O				
第50条 热急冷対策所を本部 構造に対する熱急冷 対策として実施して いる場合に付隨する 各要素との 適合性を確認する 設計計算書（D/B） に付記する									
第51条 用	O	O	O	O	O				

技術基準規則と工事計画認可申請書類との紐付き表（S A）

技術基準規則の要求文		技術基準実現有無	設備の抽出	適合性確認の要否	各技術基準規則について適合性を説明する部付書類（S A）												
第49条 重大事故等対応施設の地 震による損傷の防止	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第50条 地震による損傷の防止	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第51条 津波による損傷の防止	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第52条 火災による損傷の防止	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第53条 特定重大事故等対応施設	○	x	→	x	→	x	→	x	→	x	→	x	→	x	→	x	→
技術基準規則の要求文		各技術基準規則について適合性を説明する部付書類（S A）															
第49条 重大事故等対応施設の地 震による損傷の防止	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第50条 地震による損傷の防止	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第51条 津波による損傷の防止	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第52条 火災による損傷の防止	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第53条 特定重大事故等対応施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
設備付属ににおける 適合性確認の要否 を工事計画に における 適合性確認 について て説明する 資料等 及び 該当原子 炉の設置の許 可との適合性 (工事の設置 等)に説明 する。		各技術基準規則について適合性を説明する部付書類（S A）															
第54条 重大事故等対応設備	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第55条 材料及び構造	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第56条 使用中の亀裂等による破 壊の防止	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第57条 安全弁等	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第58条 計画試験等	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第59条 原子炉本体改修時に取扱用 子炉が未稼働にするた めの設備	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第60条 原子炉改修材カバング リ改修時に発電用炉元 炉が冷却するための設 備	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第61条 原子炉改修材カバング リ改修時に原子炉本 体改修するための設 備	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第62条 原子炉改修材カバング リ改修時に発電用炉元 炉が冷却するための設 備	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第63条 最終ヒートシングル熱水 輸送するための設備	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第64条 原子炉改修材内の冷却 等のための設備	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第65条 原子炉改修材の過圧 防止するための設備	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第66条 原子炉改修材下部の漏 れ心地を外浴するための 設備	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第67条 本式導管による原子炉改 修材の破損を防止する ための設備	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第68条 本式導管による原子炉改 修材の漏れを防止する ための設備	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第69条 使用燃料炉槽の冷却 等のための設備	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→
第70条 工具等への放射性汚染 を抑制するための設 備	○	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→	○	→

 改訂後工
事に係る品
質マジック
等の機器に
関する説明書

技術基準規則と工事計画認可申請書の添付書類との紐付き表（S A）